

置賜広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和8年3月

目 次

1 基本的事項	1
(1)目的及び位置づけ	1
(2)関係法令	1
(3)対象事業	1
(4)対象とする温室効果ガス	1
(5)計画期間	1
(6)上位計画及び関連計画との位置付け	2
2 温室効果ガスの排出状況	3
(1)対象となる温室効果ガスの種類と活動内容	3
(2)基準年度となる温室効果ガスの種類と活動内容	4
(3)基準年度における温室効果ガス総排出量	4
3 温室効果ガスの削減目標	6
(1)目標設定の考え方	6
(2)目標数量の算出	6
(3)温室効果ガスの削減目標	7
4 目標達成に向けた取組	7
(1)基本方針	7
(2)具体的な取組内容	8
5 推進体制と進捗状況の公表	8
(1)推進体制	8
(2)進捗管理	9
(3)進捗状況の公表	9

(6) 上位計画及び関連計画との位置付け

本組合地球温暖化実行計画（事務事業編）は、温対法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定する、国の地球温暖化対策計画を踏まえ策定するものです。

また、本組合の公共施設等総合管理計画等、各種計画との整合を図ることに加え、本組合が省エネ法に基づき国から特定事業者の指定を受けており、エネルギー使用量削減の方策や非化石エネルギーへの転換目標等を定めた「中長期計画」を毎年度国へ提出していることを踏まえ、当該中長期計画の内容と矛盾が生じないように、整合を図り、策定しています。

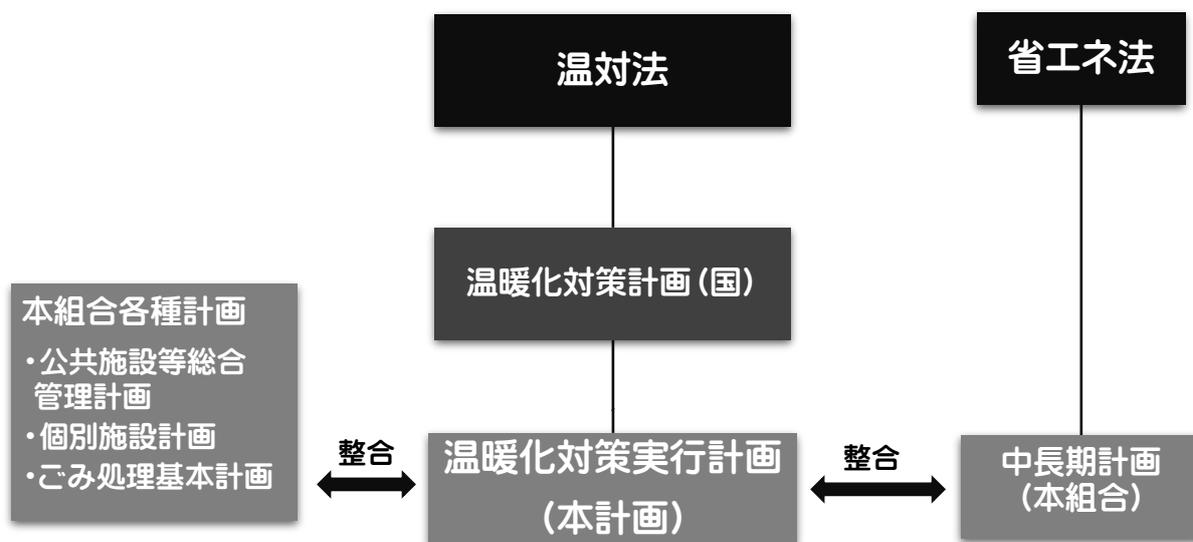


図2 上位計画及び関連計画との位置付け

2 温室効果ガスの排出状況

(1) 対象となる温室効果ガスの種類と活動内容

温室効果ガスの排出に関わる活動は、表1のとおりです。

表1 温室効果ガスの種類と活動区分

温室効果ガスの種類と地球温暖化係数		活動の区分	算定対象
二酸化炭素 (CO2) [地球温暖化係数：1]	エネルギー起源	燃料の使用	ガソリン・灯油・軽油・LPG等の化石燃料の使用量
		他人から供給された電気の使用	電気の使用量（小売電気事業者からの買電）
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却	合成繊維、合成繊維以外の廃プラスチックの焼却量 ※1
メタン (CH4) [地球温暖化係数：28]	エネルギー起源	自動車の走行	公用車等の走行距離
	非エネルギー起源	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物の焼却量（全量）
		し尿処理	し尿処理量（膜分離高負荷脱窒素処理）
一酸化二窒素 (N2O) [地球温暖化係数：265]	エネルギー起源	自動車の走行	公用車等の走行距離
	非エネルギー起源	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物の焼却量（全量）
		し尿処理	し尿処理量（膜分離高負荷脱窒素処理）
ハイドロフルオロカーボン (HFC) [地球温暖化係数：1,430]	エネルギー起源	HFC-134a 封入のカーエアコンの使用	HFCが封入された公用車等の台数

※1 食物くず(生ごみ)や紙くず等のバイオマス(生物体)起源の廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素(CO2)の排出については、植物により大気中から吸収された二酸化炭素(CO2)が再び大気中に排出されるものであるため、排出量には含めないこととされています。

(2) 基準年度となる温室効果ガスの種類と活動内容

基準年度（令和6年度）における施設毎の「活動量」は表2のとおりです。

表2 基準年度における施設毎「活動量」

活動内容	単位	活動量				
		し尿処理施設等	ごみ処理施設	消防施設	組合事務局	計
ガソリン（自動車以外）	ℓ	—	960.0	— ※3	—	960.0
ガソリン（自動車分）	ℓ	744.0	1,112.0	— ※3	890.0	2,746.0
灯油	ℓ	16,770.0	36,644.0	18,860.0	14,426.0	86,700.0
軽油 ※2	ℓ	577.0	72,931.0	— ※3	—	73,508.0
液化石油ガス	m ³	10.0	58.3	3,375.0	66.3	3,509.6
電気	kWh	2,667,403.0	1,618,850.0	613,967.0	17,243.0	4,917,463.0
自動車の走行 ※2	Km	14,690.0	228,438.0	— ※3	17,663.0	260,791.0
自動車の台数 ※2	台	5	16	— ※3	3	24
し尿処理量	kℓ	46,702.0	—	—	—	46,702.0
一般廃棄物の焼却量	t	—	48,847.0	—	—	48,847.0

し尿処理施設等：米沢・南陽・長井クリーンセンター（し尿処理施設）、中田クリーンセンター（し尿受入施設）

ごみ処理施設：長井クリーンセンター管理棟、粗大ごみ処理施設、中継施設、小国中継施設、千代田クリーンセンター焼却施設、リサイクルプラザ及び浅川最終処分場浸出水処理施設

消防施設：消防本部・米沢消防署、東部分署、城西分署、北部出張所、南陽署、高畠署及び川西署

※2 大型、小型特殊自動車を除く。

※3 消防施設においては、出動車両の燃料（ガソリン、軽油）の使用は欠くことができないものです。火災や災害、救急事案の発生件数や活動時間等については当組合の意図しない範疇であること、日々の訓練や日常業務は削減することができないことから、災害関連活動に際する、燃料（ガソリン、軽油）に由来する温室効果ガスの排出は算定対象からは基本的に除外するものとしますが、後述記載の削減に向けた各種取り組みに努めることとします。

(3) 基準年度における温室効果ガス総排出量

表2における活動量から、算出される温室効果ガスの排出量は表3のとおりです。

表3より、基準年度である令和6年度(2024年度)の「温室効果ガス総排出量」は、20,962.4t-CO₂となっています。

区分ごとの排出量では、廃棄物の焼却に伴うものが全体の88.6%、次いで他人から供給された電気の使用によるものが9.0%、灯油の使用によるものが1.0%となっており、廃棄物の焼却が大きく影響している現状にあります。

種別ごとでは、非エネルギー起源CO₂等の排出量が全体の88.9%と大部分を占め、エネルギー起源CO₂等の排出量は11.1%となっています。

また、施設毎の排出量ではごみ処理施設が92.7%、し尿処理施設が5.6%と2施設合せて全体の98.3%を占めています。

表3 基準年度における施設毎「温室効果ガス総排出量」

種別	区分	ガスの種類	温室効果ガス排出量 (t-CO2)					計	構成比
			し尿処理施設等	ごみ処理施設	消防施設	組合事務局			
エネルギー起源CO2等	ガソリン（自動車以外）	CO2	-	2.2	-	-	2.2	0.0%	
	ガソリン（自動車分）		1.7	2.6	-	2.1	6.4	0.0%	
	灯油		41.8	91.1	46.9	35.9	215.7	1.0%	
	軽油		1.4	188.5	-	-	189.9	0.9%	
	LPG		0.1	0.3	20.1	0.4	20.9	0.1%	
	他人から供給された電気		1,072.3	557.9	246.7	6.9	1,883.8	9.0%	
	自動車の走行	CH4	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0%	
		N2O	0.1	1.1	-	0.1	1.3	0.0%	
	封入のカーエアコンの使用	HFC	0.0	0.2	-	0.0	0.2	0.0%	
計			1,117.4	843.9	313.7	45.4	2,320.4	11.1%	
非エネルギー起源CO2等	し尿処理	処理全量	CH4	49.7	-	-	-	49.7	0.2%
		処理全量	N2O	11.5	-	-	-	11.5	0.1%
				61.2	-	-	-	61.2	0.3%
	廃棄物の焼却	合成繊維、廃プラスチックの焼却量	CO2	-	17,845.5	-	-	17,845.5	85.1%
		焼却全量	CH4	-	1.3	-	-	1.3	0.0%
		焼却全量	N2O	-	734.0	-	-	734.0	3.5%
	計			-	18,580.8	-	-	18,580.8	88.6%
計			61.2	18,580.8	-	-	18,642.0	88.9%	
合計			1,178.6	19,424.7	313.7	45.4	20,962.4	100.0%	
構成比			5.6%	92.7%	1.5%	0.2%	100.0%	-	

※4 全て地球温暖化係数を乗じて換算した数値です。

※5 表計算上の端数処理により、合計値が合わない場合があります。

※6 表中の算出値において、0.1に満たない数値は0.0の表記となっています。

表3において、活動の内容及び排出される温室効果ガスの性質等から大別し、燃料・電気の使用と自動車の使用により放出されるCO2、CH4、N2O、HFCを「エネルギー起源CO2等」、し尿処理及び廃棄物の焼却により排出されるCO2、CH4、N2Oを「非エネルギー起源CO2等」として、それぞれ集計したものを合算し「総排出量」としています。

なお、温室効果ガス排出量の算出にあたっては、令和7年3月、環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）Ver2.0」（以下「算定マニュアル」という。）に基づき、各区分の活動量（実績）に排出係数を乗じて得られた温室効果ガス排出量を合算することにより算定しています。

3 温室効果ガスの削減目標

(1) 目標設定の考え方

本組合が排出する温室効果ガスは一般廃棄物焼却施設での廃棄物焼却に伴い排出される温室効果ガスが大部分を占めています。

そのため、温室効果ガスの削減を図る場合、廃棄物処理量に大きく左右されることとなることから、表3において大別した「エネルギー起源CO2等」と「非エネルギー起源CO2等」とでそれぞれ目標設定を行うこととします。

また、消防施設においては、前述のとおり、削減困難なエネルギーがあることを踏まえて目標から一部(出動車両及び災害関連活動に伴う燃料(ガソリン及び軽油))除外し、施設内におけるエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量の削減を中心とした目標設定とします。

ア エネルギー起源CO2等の目標設定

国の地球温暖化対策計画の内容を踏まえ、本組合の目標として省エネ法で特定事業者に求められている「年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減」を用い、「前年度比1%削減」とし、目標を設定します。

イ 非エネルギー起源CO2等の目標設定

非エネルギー起源CO2等の排出量は廃棄物の焼却量が大きく関わることから、本組合のごみ処理基本計画における廃棄物焼却量計画値を用いて目標を設定することとします。同計画は令和10年までの計画であるため、令和10年度以降の目標設定は、基準年度から令和10年度までの5年間の年平均削減量より、令和12年度までの目標を設定します。

(2) 目標数量の算出

上記、基準年度より前年度比1%ずつ削減した場合のエネルギー起源CO2等の削減量は、表4のとおりです。

中間目標年度を令和10年度とし、基準年度から91.4t-CO2削減し2,229.0t-CO2、さらに、最終目標年度の令和12年度には、基準年度から135.8t-CO2削減し、2,184.6t-CO2を目標数値とします。

表4 エネルギー起源CO2等の削減量

項目	基準年度 (令和6年度)	中間目標年度 (令和10年度)	最終目標年度 (令和12年度)	計画期間 削減量	年平均削減率
温室効果ガス 排出量 (t-CO2)	2,320.4t-CO2	2,229.0t-CO2	2,184.6t-CO2	135.8t-CO2	1.0%
削減量		91.4t-CO2	135.8t-CO2		

上記(1)イより、廃棄物処理量の計画値を用いて算出した非エネルギー起源CO2等の削減量は、表5のとおりです。

表5 非エネルギー起源CO2等の削減量

項目	基準年度 (令和6年度)	中間目標年度 (令和10年度)	最終目標年度 (令和12年度)	計画期間 削減量	計画期間 削減率
温室効果ガス 排出量 (t-CO2)	18,580.8t-CO2	17,455.2t-CO2	16,892.4t-CO2	1,688.4t-CO2	9.1%
削減量		1,125.6t-CO2	1,688.4t-CO2		平均1.5%

※7 非エネルギー起源CO2等のし尿処理分については排出量、割合が少ないことから削減量に含まない。

中間目標年度である令和10年度には、基準年度から1,125.6t-CO₂削減し、17,455.2t-CO₂を目標とします。さらに、最終目標年度の令和12年度においても同様に削減していくものとし、基準年度から1,688.4t-CO₂削減し、16,892.4t-CO₂を目標とします。削減率は、計画期間で9.1%、年間平均1.51%となります。

(3) 温室効果ガスの削減目標

上記(2)より、計画期間内の目標は、

エネルギー起源 CO₂ 等排出量 年平均 1%削減

非エネルギー起源 CO₂ 等排出量 年平均 1.5%削減 とし、

中間目標年度令和10年度(2028年度)の温室効果ガス総排出量は、

基準年度から 1,217.0 t-CO₂ 削減し、19,684.2 t-CO₂

最終目標年度令和12年度(2030年度)の温室効果ガス総排出量は、

基準年度から 1,824.2 t-CO₂ 削減し、19,077.0 t-CO₂ を目指します。

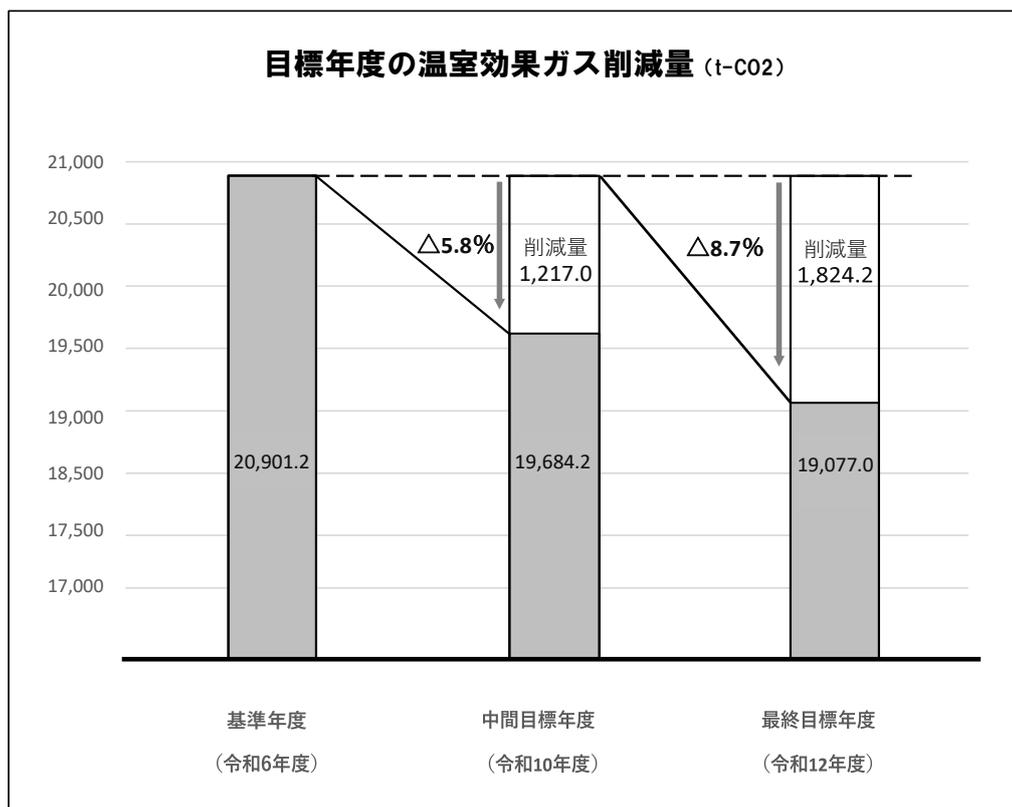


図3 温室効果ガスの削減目標

4 目標達成に向けた取組

(1) 基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・ガソリンなどの燃料使用量の削減を重点的に取り組みます。また、非エネルギー起源CO₂等排出量における一般廃棄物焼却量の削減に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

電気、燃料等使用量の削減
<p>ア 日常的な取り組み</p> <p>職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取り組みを定着させます。</p> <p>○始業前、終業後、休憩時間及び使用していない箇所の消灯を徹底すること。</p> <p>○使用していないパソコン等電気機器の電源オフを徹底すること。</p> <p>○職員が使用する冷蔵庫及び電気ポットは、集約のうえ数を削減すること。</p> <p>○現に使用しているコピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の更新に当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択すること。</p> <p>○室内の温度管理については、夏季は概ね28℃、冬季は概ね20℃となるよう管理すること。また、定期的にエアコンフィルターの清掃を行うこと。</p> <p>○公用車等の効率的利用等を図ること。</p> <p>○エコドライブ（ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、無駄なアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の積極的な実践を推進すること。</p> <p>○省エネルギー対策の推進と併せて、より働きやすい服装による公務の能率化を図るため、クールビズ及びウォームビズを通年で取り組むものとしします。</p>
<p>イ LED 照明の導入</p> <p>照明器具におけるLED照明の導入を促進します。</p>
<p>ウ 非化石由来の電力調達の推進</p> <p>使用する電力うち非化石由来の電力割合の増加を推進します。</p>
一般廃棄物焼却量の削減
<p>ごみの減量と資源化を図るため、構成市町と連携し、市民・事業者へ啓発・情報提供を行います。</p>

5 推進体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

省エネ法に基づく、エネルギー管理統括者（事務局長）のもと、エネルギー管理体制を既に組織していることから、本計画においても同様の推進体制とします。

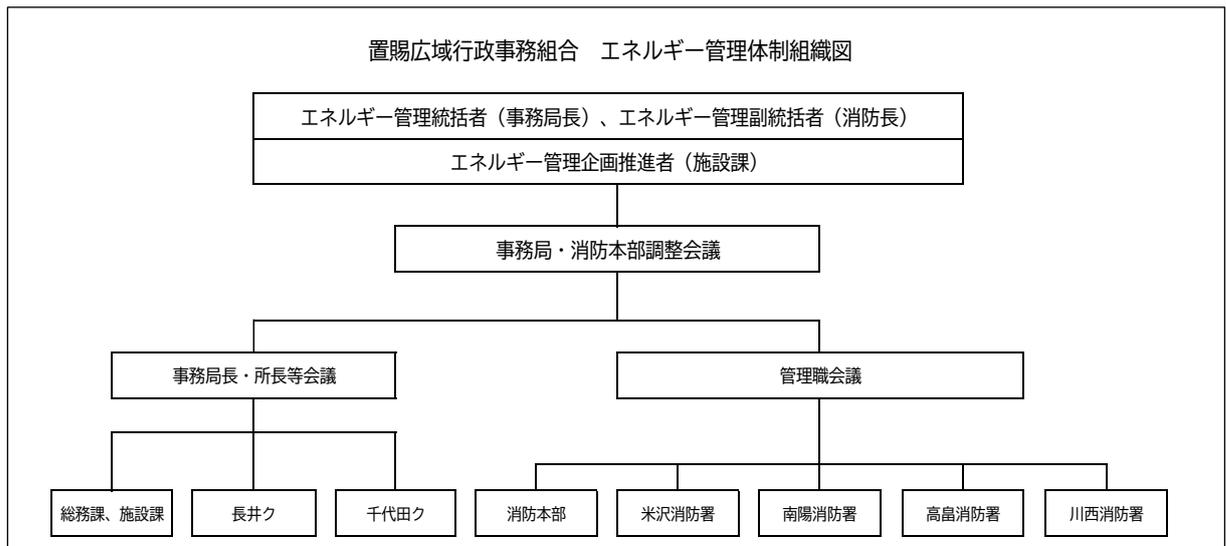


図5 推進体制組織

(2) 進捗管理

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すこと
によって点検・評価・見直しを行います。

また、エネルギー管理企画推進者は事務局・消防本部調整会議に対して毎年1回進捗
状況を報告し点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

本計画の見直し等が必要な場合は協議し改定を行います。

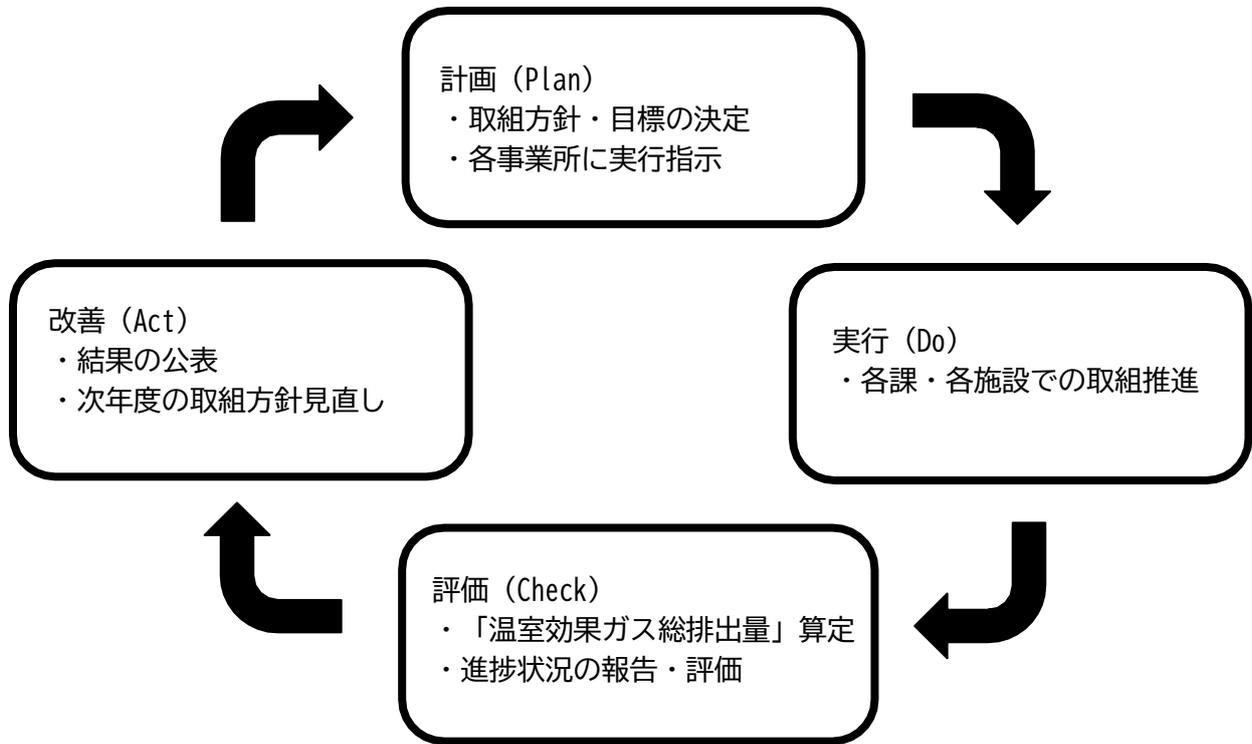


図6 毎年の PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

進捗状況は、ホームページで毎年公表します。